

墨田区基本構想審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、墨田区基本構想審議会に関する要綱（令和6年2月29日付け5墨企政第435号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、墨田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第2条 会長は、要綱第6条第1項の規定により審議会を招集するときは、事前に、会議の日時、場所及び議題を示して委員に通知するものとする。

（欠席）

第3条 委員は、前条の通知を受けた場合において、出席することができないときは、あらかじめ、要綱第10条に規定する庶務を通じて、会長に申し出るものとする。

（会議の公開）

第4条 会議は、要綱第6条第4項の規定により原則公開することとし、会議開催の周知、傍聴の申込み、会議の公開、議事録の作成等については、墨田区長が定める「審議会等の会議の公開に関する基準」を適用する。

（部会）

第5条 審議会を効率的に運営し、かつ、審議会での議論を深めるため、要綱第7条の規定に基づき、部会を設置する。

2 各部会の担当分野は、次のとおりとする。ただし、会長は、審議会の効率的運営のため特に必要があると認めるときは、部会の担当分野を変更することができる。

- (1) 第1部会 文化、産業、観光等に関すること。
- (2) 第2部会 福祉、保健、子ども、教育等に関すること。
- (3) 第3部会 地域活動、まちづくり、防災・防犯、環境等に関すること。

3 部会に部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会の運営は、前3条までの規定を準用する。

6 部会は、調査検討結果を会長に報告する。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和6年5月29日から施行する。